

郵送による入札について

本案件につきましては、郵送による入札を可としております。郵送により入札する場合は、次のとおりお取り扱いください。

○郵送等による入札書の提出方法

- ① 郵送等の締切は、入札の日の前日必着とする。また、郵送にあつては、郵便書留等の配達記録が残るものを必ず利用するものとする。
- ② 郵送等にて提出する場合については、上記に加えて、入札書はそれぞれの表に社名、入札件名及び「入札書」を表示し、密封したものを有効な書類として認めるものとする。発注者は、開札日時まで厳重に保管するものとする。
- ③ 内訳を求められている案件については、入札書と併せて内訳書を同封するものとする。

○ 郵送等による入札をされる場合は、事前に電話・メール等で連絡をお願いします。

○ 郵送等による入札をされる場合、再入札以後の入札、見積には参加ができません。ご了承ください。

○ くじ引きとなった場合には、本入札に関係のない本市職員によりくじ引きを実施します。あらかじめご了承ください。